

令和6年度日高火防祭露店募集要項

令和6年4月27日に開催される日高火防祭の祭典会場内に露店等の出店（※）を希望する方は、日高火防祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）の許可が必要となりますので、次の事項を確認し、期限までに申し込みください。

※ 露店等の出店とは、祭典会場に面する場所に日常的に営業していない方が、祭典時に臨時的に営業することをいいます。

1 日 時 令和6年4月27日（土） 12:00～21:00

2 出店場所 日高火防祭祭典会場（奥州市水沢駅通り）

※日高火防祭実行委員会による露店出店許可が必要な範囲は別添図面のとおりとします。

別添図面以外の区域については、日高火防祭実行委員会の許可は不要となりますが、土地所有者の承諾のほか出店の形態等により道路使用許可や露店等の開設届の提出が必要となります。

3 申込期限 令和6年3月22日（金） ※必着

4 出店条件

(1) 実行委員会では、暴力団追放胆江地区民会議が定めた別紙1「祭典・祭事における露店の取り扱いについて」に基づき、手作り露店に限り出店を許可する予定であるため、出店者及び従事者が次に掲げる事項に該当する場合は許可しません。

ア 反社会的勢力関係者及び過去の言動等から公序良俗に反すると判断される方

イ 出店者が奥州市に住所を有しない方

(2) 出店に当たっては、次に掲げる全てを満たすことが必要です。

ア 営業行為は、申込書に記載された方のみが行うこと。

イ 販売品は、申込書に記載された物のみとすること。

ウ 営業日時及び場所を遵守すること。

エ 出店許可書を見やすい場所に常時掲出すること。

オ 営業の形態を遵守すること。

カ ガスコンロ、ガスボンベ、発電機の燃料など火気類を取り扱う際は十分に注意し、必ず消火器を常備すること。

キ 火災等有事の補償に対応する保険に加入すること。

ク 反社会的勢力関係者に資金が流れることのないようにすること。

ケ 周辺店舗、住民から苦情が寄せられないように営業すること。

コ その他、祭りの運営に支障をきたすような行為は厳に慎むこと。

5 申込方法

別紙2「日高火防祭露店出店申込書」に次の書類を添付し、問い合わせ先に提出してください。

- (1) 店頭で営業（販売）する方全員のカラー写真（免許証サイズ：縦3cm×横2.4cm）
- (2) 別紙3「誓約書」
- (3) 食品衛生法の許可が必要な場合は、出店期間の営業許可証の写し
- (4) 火気等を使用する場合は、損害保険等に加入したことが確認できる書面の写し

6 許可手続き

- (1) 出店の許可に当たっては、奥州警察署及び関係機関・団体と協議を行い、適当と認められた場合に限り、出店を許可し、実行委員会より出店許可書を交付します。
- (2) 出店許可書は次の「日高火防祭出店者打合せ会」終了後に交付しますので必ず出席してください。

ア 日時 令和6年4月15日（月） 午前10時

イ 場所 奥州市役所 地下1階 地下A会議室

7 留意事項

- (1) 出店が許可された方であっても、次に掲げる行為等を行った場合は出店を中止させたり、許可を取り消したりすることがあるので注意してください。
 - ア 出店許可書に記載した許可条件に反する行為を行った場合
 - イ 実行委員会の指示に従わない場合
 - ウ 奥州警察署及び関係機関・団体等の指示に従わない場合
- (2) 出店に必要な許可、認可及び届出は出店者が事前に手続きし、法令等を遵守してください。（営業許可、道路使用許可、露店等の開設届出等）
- (3) 露店を出店する場所（土地）は、出店者が確保してください。当該出店場所の使用に当たっては、所有者の指示に従うとともに、欠礼のないように留意願います。
- (4) ごみ等は出店者が持ち帰るなどきちんと処理し、営業中も周辺の美化に心がけてください。

8 問い合わせ先

奥州市商工観光部商業観光課 〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

TEL 0197-34-1760(直通)

0197-24-2111(代表) 内線1524・1525・1526

FAX 0197-24-1992

E-mail shougyou1@city.oshu.iwate.jp